

# 小売物価統計調査（動向編）の変更について

令和元年8月29日  
総務省統計局

# (1) 調査品目の追加

- 本調査の対象品目は、以下の選定基準に基づき選定（→詳細はp. 6【参考2】）
  - i) 家計消費支出上、重要度が高い品目
  - ii) 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
  - iii) 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目
- ※ 統計委員会答申（平成27年9月17日）  
「調査品目については、（中略）選定基準に沿って、適時・適切に選定すること」
- 消費者物価指数2020年基準改定<sup>注</sup>に当たり、品目の選定基準に照らして27品目を追加し、2020年（令和2年）1月から調査開始

注 基準改定は、西暦の末尾が0又は5の年に実施

## 追加する27品目

シリアル	味付肉	カット野菜	アボカド	ナッツ	無菌包装米飯
ハンバーグ	冷凍ぎょうざ	サラダチキン	おでん	ノンアルコールビール	
宅配水	屋根修理費	ソファ	クッション	敷きパッド	収納ケース
漂白剤	子供用ズボン	軽度失禁用品	ドライブレコーダー		文化施設入場料
写真撮影代	クレンジング	美容液（カウンセリング）		葬儀料	学童保育料

## (2) その他の変更

### ① 調査品目の名称の見直し（計7品目）

より代表的な商品等の調査を可能とするもの及び市場での呼び名が変化しているものについて名称を変更

現行計画	変更（案）
干しうどん	そうめん
冷凍調理ピラフ	冷凍米飯
調理ピザパイ	調理ピザ
ピザパイ（配達）	ピザ（配達）
給湯機	給湯器
子供用シャツ	子供用下着
洗濯代	クリーニング代

### ② 調査担当者を都道府県知事から総務大臣に変更（計1品目）

⇒「診療代（国民健康保険）」

### ③ 価格変動が安定しているため、「毎月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日」から「毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日、金曜日」の調査に変更（計1品目）

⇒「バナナ」

### (3) 今後の予定 (案)

- 令和2年1月～ 追加品目の調査開始  
(継続品目、廃止品目も引き続き調査)
- 令和2年度 消費者物価指数2020年基準改定に向けた小売物価統計調査  
の変更に係る**統計委員会審議**  
(廃止品目の内容や消費者物価指数の基準改定を含む)
- 令和3年度後半 消費者物価指数の基準改定  
(年内は旧基準による消費者物価指数も公表)
- 令和3年12月 廃止品目の調査取りやめ

# 【参考1-1】小売物価統計調査の概要

## 調査の目的

国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数（CPI）や、その他物価に関する基礎資料を得ること。

## 調査体系

調査名		調査対象	調査対象数	調査周期
動向編		・商品の販売又はサービスの提供を行っている事業所 ・民営借家に居住している世帯	約28,000事業所 約25,000世帯	毎月
構造編	地域別価格差調査	・商品の販売又はサービスの提供を行っている事業所（動向編で対象としていない事業所）	約500事業所	隔月（奇数月）
	店舗形態別価格調査		約1,000事業所	隔月（偶数月）
	銘柄別価格調査		約15事業所	隔月（偶数月）

# 【参考 1 - 2】 小売物価統計調査（動向編）の概要

<p>調査の沿革</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 昭和25年6月から、月次調査として開始</li> <li>➤ 平成25年1月調査から、別途実施されていた「全国物価統計調査」との統合に伴い、「小売物価統計調査（動向編）」に変更</li> <li>➤ 現在、調査市町村は167市町村、約550品目、約860銘柄の価格を調査</li> </ul>		
<p>調査範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 商品の販売又はサービスの提供を行っている事業所及び民営借家に居住している世帯             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約28,000事業所</li> <li>・ 約25,000世帯</li> </ul> </li> </ul>	<p>調査事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金等 〔消費者に販売している通常価格を調査。在庫一掃セール等の特売価格は、原則として調査しない。〕</li> </ul>
<p>調査組織</p>	<p>総務省 — 都道府県 — 統計調査員 — 報告者 (※)</p> <p>総務省 — 都道府県 — _____ 報告者</p> <p>総務省 _____ 報告者</p>		<p>※ 調査員調査については、調査員が調査店舗等において、把握・聞き取った商品の小売価格等を携帯型端末に入力し、総務省統計局に送信</p>
<p>集計事項及び結果公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 調査品目の価格             <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都区部及び全国统一価格品目は、原則として、調査月の末日まで</li> <li>他の都市は、原則として、調査月の翌月の末日まで</li> </ul> </li> <li>➤ 消費者物価指数             <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都区部は、原則として、調査月の末日まで</li> <li>他は、原則として、調査月の翌月の末日まで</li> </ul> </li> </ul>		

## 【参考2】 小売物価統計調査（動向編）の品目の選定基準（抜粋）

「調査品目」の選定については、以下の i ~ iii に掲げる基準により判断することとし、原則として、全ての基準に該当する品目を「調査品目」とする。ただし、いずれかの基準を満たさない品目であっても、当該品目を調査しないことにより中分類の代表性を損なうと判断される品目については「調査品目」とする。

- i) 家計消費支出上、重要度が高い品目
- ii) 中分類指数<sup>(注)</sup>の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- iii) 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

(注) 消費者物価指数の中分類指数を指す。

### i) の説明

「重要度が高い」とは、直近の家計調査の家計簿の記載内容を分析して特別集計を行った結果、家計消費支出に占める割合が、原則として1万分の1以上である場合をいう。ただし、直近1年において、経済的又は社会的な特殊要因により、当該品目の消費量が著しく変化（増加又は減少）している場合などは、1万分の1以上又は未満であっても、当該特殊要因や社会情勢等を考慮した上で、iの基準への該当性を判断する。

### ii) の説明

家計消費支出上、重要度が高い品目を追加する場合は、情報量がより充実するため、基本的に中分類指数の精度向上及び代表性の確保に資すると考えられることから、原則、iiの基準に該当するものとする。

一方で、中分類のうち、以下の①から③に該当するものについては、ii) に該当しないものとして品目を把握しないこととする。

- ① 当該中分類において、より代表性の高い品目が他に存在し、それとの入替えを行う場合
- ② 当該中分類において、同じ値動きで、かつ同一とみなせる品目がある場合
- ③ 当該品目を廃止後も、当該中分類指数の動きの傾向が変わらない場合

### iii) の説明

「円滑な価格収集が可能」とは、当該品目を取り扱いしている店舗が全国的に存在しており、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能な状態をいう。

「価格変化を的確に把握できる」とは、前段の状態に加え、当該品目について、全国的に同品質のもの価格変化を把握できることをいう。

iiiの基準の該当性については、小売物価統計調査の結果又は次の①及び②の方法で確認する。

- ① 総務省統計局における確認  
総務省統計局が、業界統計等の情報収集や関係団体へのヒアリング等を実施することにより、当該品目が全国的に普及しており、実査において調査可能かどうかを判断する。
- ② 調査員等による出回り調査での確認  
上記①の方法で基準の該当性を判断できなかった場合は、調査員等が当該品目の調査可能性について実地に確認（品目の出回りを調査）し、その結果を踏まえて、総務省統計局が判断する。